

あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之
 〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
 TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711
 HP URL <https://tax-aozora.com>

早いもので今年も残り少なくなりました。1年をきちんと振り返り、新しい年に臨みたいですね。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

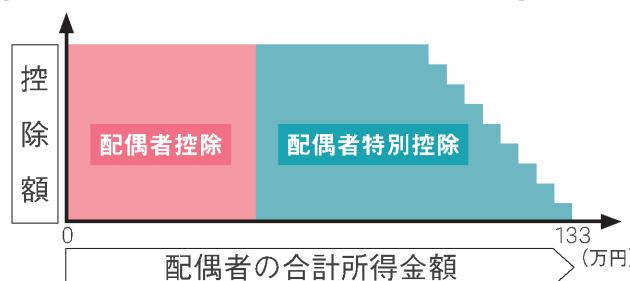
最新版！ 配偶者の年収と受けられる配偶者控除等の額の関係

年収の壁が引き上げられたとはいえ、様々な事情から就労調整を行う方は少なくありません。12月はパート職を中心に行われる時期です。そこで今回は、配偶者や納税者の年収と受けられる配偶者控除等の額の関係について、令和7年度税制改正適用後の最新版で確認します。

◆配偶者控除等の適用◆

納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下である場合に、生計を一にする一定の配偶者(法律上の妻あるいは夫)を扶養しているときは、その配偶者の合計所得金額が一定額以下の場合に、配偶者の合計所得金額に応じて、配偶者控除または配偶者特別控除が受けられます。

[配偶者控除と配偶者特別控除のイメージ図]



[配偶者控除・配偶者特別控除の控除額一覧表]

(単位：万円)

配偶者の合計所得金額 (給与収入のみの場合の年収)		58 (123) 以下	95 (160) 以下	100 (165) 以下	105 (170) 以下	110 (175) 以下	115 (180) 以下	120 (185) 以下	125 (190) 以下	130 (197) 以下	133 (201) 以下
納税者の 合計所得金額 (給与収入のみ の場合の年収)	900 (1,095) ^{*1} 以下	38 (48) ^{*2}	38	36	31	26	21	16	11	6	3
	950 (1,145) ^{*1} 以下	26 (32) ^{*2}	26	24	21	18	14	11	8	4	2
	1,000 (1,195) ^{*1} 以下	13 (16) ^{*2}	13	12	11	9	7	6	4	2	1
所得控除の種類		配偶者控除				配偶者特別控除					

1 所得金額調整控除の適用がある場合は、()内の金額にそれぞれ15万円加算

2 配偶者の年齢が70歳以上の場合の控除額(年齢は原則年末時点で判定)

参考：国税庁「令和7年分 年末調整のしかた」他

お仕事カレンダー

12月10日(水)	源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限(11月分)
	健康保険・厚生年金保険料の支払期限(11月分)(1月5日期限) 10月決算法人の申告・納税、4月決算法人の予定納税申告・納付期限(1月5日期限)
12月31日(水)	(前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 1月・4月・7月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限(1月5日期限) (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)

インボイス発行事業者の登録をやめる手続き

インボイス制度が開始されてから2年が経過し、現場では制度運用も安定してきました。一方で、インボイス発行事業者としての登録を取りやめたいと考える事業者も出てきています。ここでは、登録の取消しに関する手続きと注意点を整理します。

登録取消しには届出が必要

登録をやめるには、原則として「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を税務署に提出する必要があります。

提出期限に注意

登録の効力が失われるには、原則、届出書を提出した日の翌課税期間の初日です。ただしその効力を得るには、**翌課税期間の初日(=失効日)から起算して15日前までに届出書を提出**する必要があります。

例①：令和8年1月1日から登録をやめたい個人事業者の場合

届出書の提出期限：令和7年12月17日

この期限を過ぎて提出した場合には、失効日は翌々課税期間の初日となり、1課税期間遅れます。

例②：個人事業者が令和7年12月20日に届出書を提出した場合

登録失効日：令和9年1月1日（原則）

多くの届出書は、提出期限に相当する日が土日祝日などの閑庁日であった場合には、翌開庁日が提出期限となります。この届出書は閑庁日であっても、同日がそのまま提出期限となる点にも注意が必要です。

2年縛りに注意

消費税の免税事業者がインボイス発行事業者となった場合は、原則、2年間は免税事業者に戻ることができません。登録失効後も強制的に課税事業者となる場合があります。

例③：免税事業者である個人事業者が令和7年1月1日にインボイス発行事業者の登録を受け、令和8年1月1日に登録失効した場合
免税事業者：令和9年1月1日から

R7	R8	R9
免税事業者	インボイス発行事業者(課税事業者)	課税事業者
↑登録		↑登録失効

なお、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者が登録失効後に免税事業者となるには、「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出が必要です。

一定の場合は異なる届出書

次のような事由により登録をやめる場合は、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」ではなく、それぞれのケースに応じた別の届出書を提出します。

個人事業者	● 死亡 ● 事業廃止（死亡以外）
法人	● 清算終了 ● 合併による消滅

参考：国税庁「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める手続」他

お仕事備忘録

- 年末調整の実施**…今年の年末調整では税制改正への対応も求められます。そろそろ資料を回収し、添付もれのチェックや入力作業を行っている方も多いことでしょう。従業員数の多い会社では、作業スケジュールを作成し、進捗管理をしておくことが重要です。
- 給与の源泉徴収 「扶養親族等の数」等に注意**…給与の源泉徴収は、1月から新しい年がスタートします。令和8年は、令和7年度税制改正による変更点に注意が必要です。「扶養親族等の数」の計算に影響する改正の他、源泉徴収税額表も改正されています。記載事項に変更がないかどうか、必ず令和8年分の扶養控除等申告書で確認し、令和8年分の源泉徴収税額表を準備しましょう。
また当年分の締めくくりとして、給与所得の源泉徴収票の作成と交付、法定調書合計表の作成(提出期限は2026年2月2日)に向けた準備を早めに行いましょう。
- 賞与支払届の提出**…賞与を支払ったときは、「賞与支払届」を5日以内に年金事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)へ届け出る必要があります。
- 健康保険証の経過措置終了**…マイナ保険証への移行に伴い2024年12月2日以降、健康保険証の新規発行は終了しましたが、有効期限内の健康保険証は1年間に限り使用可能とする経過措置が設けていました。しかし、この経過措置も終了となり、2025年12月2日以降は従来の健康保険証は使用できなくなりますのでご注意ください。
- お歳暮・年賀状の送付**…あらかじめ手配しておいたお歳暮、年賀状を送付します。年賀状は元日に届くように、25日頃までには投函するようにしましょう(引受は12月15日から開始)。